

7月2日(日) 東京都議会議員選挙投票日 (午前7時～午後8時)

この選挙は明日の都政を託す人を選ぶ大事な選挙です。必ず投票しましょう。



増戸中学校1年(受賞時)岸萌果さんの作品
(平成28年度明るい選挙ポスターコンクール東京都入選作品)

投票できる方

投票日当日までに満18歳(平成11年7月3日生まれ)になる日本国籍の方で、次の要件を満たしている方

- あきる野市の選挙人名簿に登録されている方
- 平成29年3月22日までにあきる野市に転入届出をし、7月2日現在引き続き居住している方
- 3月23日以後に都内の市区町村からあきる野市に転入届出をした方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地の投票所で投票してください。この場合、当市が発行する「住民票の写し」(選挙用は無料)を提示することで、スムーズに投票できますので、市民課窓口で請求してください。

期日前投票

▽場所・期間

- 市役所1階コミュニティホール: 6月24日(土)～7月1日(日)
- 五日市出張所会議室: 6月29日(木)～7月1日(日)

※投票所入場整理券をお持ちいただかなくても投票できます。

都内の他の市区町村へ転出した方

あきる野市の選挙人名簿に登録されている方で、平成29年3月23日以後、都内の市区町村へ転出した方は、あきる野市で投票してください。この場合、転出先の市区町村長が発行する「都内に引き続き住所を有する旨の証明書」か「住民票の写し」(選挙用は無料)があるとスムーズに投票できます。

※投票日前に都外へ転出した方は、あきる野市の選挙人名簿に登録されている方でも、投票できません。

市内で住所が変わった方

▽市内で平成29年6月2日までに転居届出をした方 新しい住所地の投票所で投票してください。

▽6月3日以後に転居届出をした方 転居前の住所地の投票所で投票してください。

投票所入場整理券

6月23日(金)の告示日以降、随時郵送します。投票者本人の投票

票入場整理券をお持ちください。万が一、紛失したり、届かない方は、選挙人名簿に登録されているれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

代理投票と点字投票

身体障がいなどで、自分で投票用紙に記載することができない方は、投票所の係員が代理投票のお手伝いをします。また、視覚障がいのある方は、点字投票ができます。

不在者投票

投票日当日、出張などで市外に滞在している方、入院中や老人ホームなどに入所している方で、あきる野市の選挙人名簿に登録されている方は、不在者投票ができます。

投票所の変更

第2投票区(農業会館)の一部の方は、投票区が変更となっていますので、ご注意ください。

開票

▽日時 7月2日(日) 午後9時～

▽場所 秋川体育館

投票・開票速報

- ▽市ホームページ・スマートフォン <http://www.city.akiruno.tokyo.jp/>
- ▽携帯電話向けサイト <http://www.city.akiruno.tokyo.jp/m/>

速報時刻

●投票: 正午、午後3時、6時、8時

●開票: 午後9時30分から30分間隔で確定まで

投・開票日の問合せ

投・開票日の午前10時以降は、特設電話 ☎550・6883(へ) お問い合わせください。

問合せ

選挙管理委員会事務局

大雨、台風シーズンに備えて 確認しよう危険な場所と避難行動

近年、集中豪雨や台風等で、洪水や土砂災害などが全国で多発しています。いざというとき、落ち着いて行動できるよう、日ごろから自宅周辺の危険箇所や避難行動を確認しておきましょう。

住んでいる地域の危険箇所の把握

土砂災害警戒区域や浸水想定区域は、市が配布しているハザードマップで確認することができます。ハザードマップは市のホームページでも確認できます。

▽避難行動とは 「避難行動」は、数分から数時間後までに起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」で、次の行動が避難行動となります。

- 指定緊急避難場所などへの移動「立ち退き避難(表1)」
- 近隣のより安全な場所・建物などへの移動(立ち退き避難)
- 建物内の安全な部屋などへの移動「屋内安全確保(表2)」

立ち退き避難が必要な災害の事象

「命を脅かす危険性」がある場合には「立ち退き避難」が必要となります。

国民年金保険料の法定免除の手続き

障害基礎年金受給の方、生活保護法による生活扶助を受けている方は、届出をすることで国民年金保険料の支払いが免除されます。

▽持ち物 年金手帳、はんこ、障害年金証書(障害年金受給者)、生活保護受給者証(生活保護受給者)

▽申請・問合せ 保険年金課 係、青年年金事務所 ☎0428・30・3410

です。

屋内安全確保をとる事象

移動することがかえって危険と判断される場合などには、「屋内安全確保」が必要です。

大雨や台風における避難勧告等と避難行動

市は、集中豪雨や台風などで被害が予想されるとき、必要に応じて避難勧告等を発令し、避難所を開設します。避難勧告等

や

避難所の開設情報は、防災行政無線、あきる野安心メール、消防団などの広報活動でお知らせします。特に、土砂災害警戒区域にお住まいの方は、正確な情報を入手し、いつでも避難できるような準備をしてください。

避難場所など

市は、81か所の指定緊急避難場所、指定避難所を指定しています。お住まい周辺の避難場所などを確認ください(2ページの表)。

▽問合せ 地域防災課防災安全係(直通558・1394)

表1 立ち退き避難

災害種別	立ち退き避難が必要な事象	立ち退き避難の行動
土砂災害	・斜面の崩壊のおそれがある場合 ・土石流の発生、発生するおそれがある場合 ・地すべりの発生、発生するおそれがある場合	・指定緊急避難場所などへ移動 ・親戚や知人宅へ移動 ・近隣の頑丈な建物へ移動
水害	・家屋の流失のおそれがある場合 ・自宅の最上階まで浸水するおそれがある場合 ・長時間の浸水が予想される場合	

表2 屋内安全確保

災害種別	屋内安全確保をとる事象	屋内安全確保の行動
土砂災害	・土砂災害警戒区域等において、既に暴風雨となっていて外に出るのが危険と判断した場合 ・避難勧告等が発令された後、まだ避難しておらず、外に出るのが危険と判断した場合	・斜面から離れた反対側の部屋に移動 ・斜面から離れた2階の部屋に移動
水害	・浸水想定が浅い区域で、家屋の流失のおそれがない場合 ・既に暴風雨の状態か、周囲が浸水したりして外に出るのが危険と判断した場合	・屋内の高いところへ移動 ・家屋の2階や場合によっては屋上に移動

<避難情報の段階>

種類	発令時の状況	住民の避難行動
避難準備・高齢者等避難開始	大雨警報、土砂災害警戒情報が発表されたとき	・いつでも避難できるように準備する。 ・高齢者や病人、障がいのある方などは、避難を開始する。
避難勧告	大雨警報、土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が継続する見込みであるときなど	・指定緊急避難場所等の安全な場所へ速やかに避難を開始する。
避難指示(緊急)	土砂災害等の発生が確認されたときなど	・避難行動をとっていない方は、直ちに避難を開始する。 ・立ち退き避難が難しい場合は、屋内安全確保を行う。

お詫びと訂正

6月1号の2面に掲載しました「がん検診を実施します」の記事で、登録コードの画像に誤りがありました。お詫びして訂正させていただきます。

がん検診申請用



生活習慣病予防健診申請用

